第３１回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２８年１２月２７日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　１７名

１番（会長）	川﨑　善昭	９番	日髙　善次	１５番	吉田　友子
２番（会長代理）	井手　重則	１０番	瀬治山満弘	１６番	島田　俊満
３番	安田　敬司	１１番	鈴木　信	１７番	金川　勇次
５番	内田　政秀	１２番	渡邊　豊雄	１８番	福田　孝義
６番	欠員	１３番	谷口　利則	２０番	山下　貴義
８番	瀬治山秋美	１４番	野邊　俊博	２２番	岩下　哲見

欠席委員　　３名　　７番　塔尾　秀雄　　１９番　野邊　秀男　　２１番　鳴海　正文

議事録署名委員　　５番　内田　政秀　　２２番　岩下　哲見

議事日程

第１	報告（合意解約）	農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２	議案第１９３号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第１９４号	農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
第４	議案第１９５号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第５	議案第１９６号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第６	議案第１９７号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・認定農業者）
第７	議案第１９８号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一般農業者）
第８	議案第１９９号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・農地中間管理機構）
第９	議案第２００号	農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
第１０	議案第２０１号	農用地利用規程の認定及び変更認定に係る意見聴取について
第１１	議案第２０２号	串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集に関する要綱（案）の制定及び募集等の期間について

会　長　　ただいまから、第３１回農業委員会総会を開催いたします。本日は、７番委員・１９番委員・２１番委員より欠席届が出ておりますので、出席委員は１７名でございます。

議事録署名委員の指名

会　長　　本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、５番　内田政秀委員、２２番　岩下哲見委員にお願いします。

会　長　　審議に入ります前に、送付議案書の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局　　議案の訂正をお願いします。
議案第１９８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、受付番号３番の「設定期間を３年１カ月、終期を H31.12.31」と記載していましたが、正しくは「設定期間が５年１カ月、終期 H33.12.31」でありましたので、訂正をお願いします。
次に、同じく議案第１９８号、受付番号５番の賃借料について、「全部で籾３俵」と記載していましたが、正しくは「全部で玄米６俵」に訂正をお願いします。

会　長　　説明はお聞きのとおりであります。ただちに議案審議に入ります。

報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について

会　長　　まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局　　農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は２２件でございます。内容といたしましては、農地中間管理事業活用による解約が理由となっております。

会　長　　報告はお聞きのとおりでございます。

議案第１９３号：農地法第３条の規定による許可申請について

会　長	次に議案１９３号は、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。 それでは議案１９３号、受付番号１番から６番の６件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１９３号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番と２番、５番と６番の所有権移転に関する４件と、受付番号３番と４番の持分移転に関する２件の合計６件であります。 受付番号３番につきましては、４６名の共有地でありますが、譲渡人の持分１４７分の１のみを今回移転するものであります。 受付番号４番につきましても、７名の共有地でありますが、譲渡人の持分７分の１のみを今回移転するものであります。許可要件につきましては、通常の農地法第３条の規定による許可申請時と相違ないことを申し添えます。 事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 であり、受付番号２番の受人は新規就農者でありますので、営農計画書での確認を行った結果、問題ないと思われます。以上のことから、今回の許可申請、受付番号１番から６番の６件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。

会　長	ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番から５番の５件の説明をお願いします。
９番	議案第１９３号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番から５番までの所有権移転に関する５件であります。 受付番号１番につきましては、所有者が非農家で管理できないため、売買するものです。受人世帯は、受人が１５０日以上の農業従事があり、機械保有・労働力・技術面においても問題ありません。申請地には、ミカンを作付けされる予定でありますので、農薬の使用は基準に従うため、周辺への影響はありません。また、西側には排水溝があり、雨水の問題もありません。 次に、受付番号２番につきまして、受人は建設業を営んでいますが、新規就農者として農地を取得し経営します。取得後は甘藷を作付けする計画であり、周辺は甘藷と飼料が作付けされている地帯であるため、農薬の使用方法による影響はありませんし、地域の防除基準に従うとのことです。栽培については、友人の熟練者の指導の下、地域の農業に支障がないように取り組んでいくとともに、作物は農協に出荷する予定です。受人世帯は本人が１００日、妻と子が６５日の従事予定で、機械は当分リースされる予定です。今回の分と借受予定分を含め、約７５アールの作付け予定であります。営農計画書の内容及び今回の調査から効率的に農業経営を行っていけると考えます。 受付番号３番につきまして、申請地には飼料を作付けしますが、農薬は使用しないため周辺農地への影響はありません。周囲も飼料が作付けされています。受人世帯におきましては、本人が３００日、妻が２００日以上の従事があり、生産牛３６頭、肥育牛５頭の経営で、機械保有・労働力・技術面においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。 受付番号４番につきまして、申請地には飼料を作付けしますが、農薬は使用しないため周辺農地への影響はありません。周囲は、水稲及び飼料が作付けされています。受人世帯におきましては、本人が３００日、妻が１００日、息子が３００日以上の従事があり、生産牛７０頭・肥育牛４３０頭の経営で、機械保有・労働力・技術面においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。 受付番号５番につきましては、受人は申請地に水稲を作付けしますが、周囲も水稲が作付けされており、農薬の使用方法の違いによる、周辺農地への影響はありません。受人世帯は、本人が１００日、父と母がそれぞれ２００日の農業従事があり、機械保有・労働力・技術面においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。

９番	以上、福島地区委員会において、受付番号１番から５番の５件について、慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、市木地区委員会より受付番号６番の１件の説明をお願いします。
２２番	議案第１９３号、農地法第３条の規定による許可申請について、市木地区は受付番号６番の１件の所有権移転であります。 この受付番号６番について、譲受人は規模拡大を行うために取得するものです。取得後は水稲を作付けする計画です。また、周辺も水稲及びゴボウが作付けされており、農薬使用方法の違いによる影響や問題はありません。譲受人の農業従事状況につきましては、水稲とミカン及び栗を作付けしており、年間本人が２５０日以上の従事日数があります。なお、農業経営に必要な農業機械については、親戚に委託しており問題ないと思います。 以上、担当委員より報告を受け、市木地区委員会において受付番号６番の所有権移転に関する１件について慎重審議しましたが、農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第１９３号、受付番号１番から６番の６件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１９３号、受付番号１番から６番の６件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１９３号、受付番号１番から６番の６件については、許可することに決定します。

議案第１９４号：農地法第５条の規定による許可後の事業計画申請について

会　長　　次に議案第１９４号は、農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてであります。それでは、議案第１９４号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案第１９４号、農地法第５条の規定よる許可後の事業計画変更申請は、受付番号１番の１件であります。

受付番号１番につきましては、被承継者は串間市に永住する予定でありましたが、妻の病気や転勤が重なり、建築を見送っており、その後、妻が亡くなったことから建築を断念しております。今回、承継者が個人住宅を建築するため、事業計画を変更するものであります。

「農地法関係事務処理要領」により、許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、農地法第５１条第１項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不適当と認められる場合には、転用事業者が許可目的を変更するときに、事業計画変更を行わせ、次の承認要件のすべてに該当するときには、これを承認することができるとなっております。

その事業計画変更の承認該当要件につきましては、

ａ．許可の取り消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと

ｂ．許可目的の達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること

ｃ．変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること

ｄ．変更後の転用事業が、その事業計画に従って実施されることが確実であると認められること

ｅ．変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること

ｆ．ａからｅまでに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること

であり、事務局によります申請書類の審査において、今回の受付番号１番の１件につきましては、事業計画変更承認の該当要件を全て満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いします。

会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、福島地区委員会より受付番号１番の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
９番	議案第１９４号、農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、福島地区は受付番号１番の１件でございます。 被承継者は、串間市に永住を考えていましたが、妻の病気や転勤が重なり、建築を見送っていたところ、妻が亡くなったため、建築を断念しております。承継者は借家住まいを解消するため、申請地に個人住宅を建築したく事業計画変更を申請するものであります。このことから、建築を断念したことが、妻の死亡によるものであり、転用事業者の故意または重大な過失はなく、旧所有者はすでに亡くなっているため、許可の取消処分を行っても農地として効率的に利用される見込みはありません。また、変更後の転用目的が変更前と同じ個人住宅であり、平成２９年２月２０日から着工したいとの計画であるため、同程度の緊急性及び必要性があると認められます。周辺農地への影響については、境界にブロックを積み、生活雑排水は合併浄化槽を経由して雨水とともに道路側溝へ流すなどの処置をとることから、変更前と同程度またはそれ以下であると考えます。変更後の転用事業は、事業計画に沿って確実に実施され、農地転用許可基準により許可相当と判断されます。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の１件を慎重審議してまいりましたが、事業計画変更承認の該当要件を満たしており、何も問題ありません。本会議でのご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第１９４号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１９４号、受付番号１番の１件について承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１９４号、受付番号１番の１件は許可相当とし、意見を付して県へ進達いたします。

議案第１９５号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について

会　長　　次に議案第１９５号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。それでは議案第１９５号、受付番号１番から８番の８件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案第１９５号、農地法第５条の規定による許可申請は、受付番号１番から８番の所有権移転に関する８件であります。受付番号６番は、成年後見人での申請でありますが、宮崎家庭裁判所の証明があり問題ありません。

農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、

「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合

「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。

農地区分につきましては、受付番号２番を除く、受付番号１番から８番の７件は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。

次に受付番号２番の農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第８条第１項第１号に規定されている「準住居地域」に該当するため、「第３種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。

したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から８番の８件につきましては、許可要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。

会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番から３番の３件の説明をお願いします。
９番	議案第１９５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番から３番の３件でございます。 まず受付番号１番につきましては、受人は家族４人で借家に居住しているが、借家住まい解消のため申請地に個人住宅を建築するとのことです。周囲は宅地・道路で一部農地があるが、境界にブロックを積み、土砂流失に努め、生活排水は合併浄化槽を通じて雨水とともに市道側溝に流すため問題ありません。 次に受付番号２番については、渡人の祖母が個人住宅を建築しており、地目変更がされていなかったため、今回申請するとのことであります。申請地周辺は宅地化が進んでおり、周囲に農地はなく、生活雑排水は合併浄化槽を経由して市道側溝へ流し、雨水も同じく市道側溝へ流すため、土砂流失等について周辺地に被害を与える恐れはありません。 次に受付番号３番について、受人は家族４人で借家に居住しているが、道路拡張工事による立ち退き及び借家住まい解消のため、申請地に個人住宅を建築する予定です。申請地の周囲は市道・農地であり、土砂流失を防ぐためブロックを積み、生活雑排水は合併浄化槽を経由して雨水とともに市道側溝へ排出するため、農地への影響は問題ありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番から３番の３件について慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、本城地区委員会より受付番号４番から８番の５件の説明をお願いします。
１７番	議案第１９５号、農地法第５条の規定による許可申請について、本城地区は受付番号４番から８番の５件でございます。 この５件は、受人が再生可能エネルギー事業の規模拡大を図るため、太陽光発電システムを行う計画ですが、大部分が山林原野である申請地を選定されたものであります。全体面積 88,675 ㎡のうち農地部分が 4,140 ㎡の１０筆でありますが、造成に当っては土砂及び雨水の流失を防ぐため、調整池を整備する計画であります。代田川下流の水田の受益者の承諾も取ってあり、また、資金証明書や九電工負担金証明書も添付され、さらに大

１７番	規模開発である林地開発の協議も進んでいるところであります。事業実施の可能性も含めて、本城地区委員会において慎重審議して参りましたが、受付番号４番から８番の５件は、すべて農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第１９５号、受付番号１番から８番の８件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１９５号、受付番号１番から８番の８件を決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１９５号、受付番号１番から８番の８件は許可相当とし、受付番号４番から８番の５件は、県常設審議委員会へ意見聴取を求め、受付番号１番から３番の３件は、意見を付して県へ進達します。 暫時休憩いたします。
	農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案
会　長	次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。
事務局	平成２８年１２月分につきましては、串間市長より平成２８年１２月２１日付で、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。 内容につきましては、議案第１９６号・所有権移転が１件・面積が３，０５８㎡、議案第１９７号・受人が認定農業者である利用権設定が２件・面積が１４，８８３㎡、議案第１９８号・受人が一般農業者である利用権設定が５件・面積が２７，６４９㎡、議案第１９９号・受人が農地中間管理機構分である利用権設定が５６件・面積が３７７，１１９㎡であります。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。
それでは、ただいまから市からの提案について審議に入ります。

議案第１９６号：農用地利用集積計画の承認について　所有権移転

会　長　議案第１９６号は、農用地利用集積計画の所有権移転分についてであります。
審議に入ります前に、当該議案に１０番委員に関係する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」により、当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。また、関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。
暫時休憩いたします。

（　１０番委員　退室　）

会　長　休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは議案第１９６号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第１９６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号１番の１件であります。
「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、
第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること
第２号イ）　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること
第２号ロ）　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること
であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番の１件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、受付番号１番の１件について、福島地区

会　長	委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
９番	議案第１９６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、福島地区は受付番号１番の１件でございます。 受付番号１番の１件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件は該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第１９６号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１９６号、受付番号１番の１件について承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１９６号、受付番号１番の１件を承認して市へ通知します。 暫時休憩します。 （　１０番委員　入室　）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 **議案第１９７号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・認定農業者分**
会　長	次に議案第１９７号は、農用地利用集積計画の利用権設定・認定農業者分についてであります。 それでは議案第１９７号、受付番号１番から２番の２件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務

会　長	局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１９７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分は、受付番号１番と２番の２件であります。 事務局によります申請書類の審査において、この２件につきましては、議案第１９６号で説明いたしました「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。 また、受付番号１番の譲受法人につきましては、今回の申請が承認され、串間市が公告を行うことにより、今後は農地所有適格法人に認定されます。譲受法人につきましては、農地所有適格法人の要件であります、法人形態が株式会社であること、売上高の過半を農業が占めていること、農業関係者の議決権が総議決権の２分の１を超えていること、役員の過半が農業常時従事者であることの要件をすべて満たしております。 皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、福島地区委員会から受付番号１番から２番の２件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
９番	議案第１９７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、福島地区は受付番号１番から２番の２件です。 受付番号１番と２番について、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から２番の２件は該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまから議案第１９７号、受付番号１番から２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１９７号、受付番号１番から２番の２件を承認してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　　異議なしということでありますので、議案第１９７号、受付番号１番から２番の２件を承認して市へ通知します。

議案第１９８号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・一般農業者分

会　長　　次に議案第１９８号は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権設定・一般農業者分についてであります。
それでは議案第１９８号、受付番号１番から５番の５件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案第１９８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分については、受付番号１番から５番の５件であります。
事務局によります申請書類の審査において、この５件につきましては、議案第１９６号で説明いたしました、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。
また、受付番号２番と３番の２件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第４号の規定により、所有権を有するすべての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が５年を超えない利用権設定の場合には、所有権を有する者の２分の１を超える同意が得られていれば足りるとなっております。
受付番号２番につきましては、契約期間が５年を超えておらず、所有権を有する者の２分の１を超える同意が得られているため、該当要件を満たしております。
また、受付番号３番につきましては、所有権を有するすべての者の同意が得られているため、該当要件を満たしております。皆さんのご審議をお願いいたします。

会　長　　説明は、お聞きのとおりであります。
ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番から３番の３件の説明をお願いします。

９番　　議案第１９８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、福島地区は受付番号１番から３番の３件でございます。

９番	受付番号１番から３番のすべてにおいて、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から３番の３件は、該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、市木地区委員会より受付番号１番から２番の２件の説明をお願いします。
２２番	議案第１９８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、市木地区は受付番号４番から５番の２件でございます。 受付番号４番と５番の２件は、譲渡人は高齢で耕作できないために、譲受人が水稲を作付けするため規模拡大を行うものです。この２件とも「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な農業機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、市木地区委員会において慎重審議しましたが、受付番号４番と５番の２件は該当要件を満たしているため、何も問題ありません。本総会でのご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまから議案第１９８号、受付番号１番から５番の５件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１９８号、受付番号１番から５番の５件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１９８号、受付番号１番から５番の５件を承認し、市へ通知します。
	議案第１９９号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・農地中間管理機構分

会　長	次に議案第１９９号は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権設定・農地中間管理事業分についてであります。 審議に入ります前に、当該議案に私に関係する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」により、当該議案の開始から終了まで退席し、議長を会長代理と交代いたします。 暫時休憩します。 （　１番委員　退室　）
会長代理	休憩前に引き続き会議を開きます。 ただいま、会長が退席されましたので議長を交代いたします。 それでは議案第１９９号、受付番号１番から５６番の５６件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１９９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・農地中間管理機構分は、千野地区分が受付番号１番から５６番の５６件であります。 農用地利用集積計画承認の該当要件につきましては、先ほど議案第１９６号で説明しました、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号のとおりでございますが、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第２号のただし書きにより、農地中間管理機構が農地中間管理事業の実施によって、利用権設定を受ける場合には同法第１８条第３項第２号イとロにあります、「農用地のすべてを効率的に利用し、農作業に常時従事することが認められること」の要件に該当しなくてもよいとされていることから、すべてを満たしていると思われます。 また、受付番号１７番・２１番・２５番・２７番・２８番・３１番・３２番・３５番・５１番・５６番の10件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第４号の規定により、所有権を有するすべての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が５年を超えない利用権設定の場合には、所有権を有する者の２分の１を超える同意が得られていれば足りるとなっております。 まず、受付番号１７番・２８番・５１番の３件につきましては、所有権を有するすべての者の同意が得られているため、該当要件を満たしております。 次に、受付番号２１番・２５番・２７番・３１番・３２番・３５番・５６番の７件につきましては、契約期間が５年を超えておらず、所有権を有する者の２分の１を超える同意が得られているため、該当要件を満たしております。皆さんのご審議をお願いいたします。

会長代理	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、本城地区委員会より受付番号１番から５６番の５６件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１７番	議案第１９９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・農地中間管理機構分、本城地区は千野地区分の受付番号１番から５６番までの５６件であります。 この５６件は宮崎県農地中間管理機構が借受け、地域の担い手などへ再配分することで、面的集積などに取組む事業でございます。所有者に確認したところ、貸借期間・小作料の有無・貸借先等に関する貸借契約に間違いがないとのことであり、本城地区委員会において受付番号１番から５６番の５６件を慎重審議してまいりましたが、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会長代理	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまから議案第１９９号、千野地区分の受付番号１番から５６番の５６件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会長代理	ないようでございますので、議案第１９９号、千野地区分の受付番号１番から５６番の５６件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会長代理	異議なしということでありますので、議案第１９９号、千野地区分の受付番号１番から５６番の５６件は承認し、市へ通知します。 暫時休憩します。 （　１番委員　入室　） （　農業振興課　農政企画係長　入室　）
	議案第２００号：農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

会　長	休憩前に引き続き会議を開くとともに、議長を交代します。 それでは議案第２００号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について議題といたします。まず、農業振興課からの説明を求めます。
農業振興課	議案第２００号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてご説明いたします。 今回は、千野地区の農用地利用配分計画ということで、農地中間管理事業の推進を今年の１０月から進めております。先ほど、議案第１９９号で審議いただきましたが、今回あわせまして農用地利用配分計画（案）の審議をお願いするものであります。基本的には農地中間管理機構と耕作者の契約となりますので、よろしくお願いします。具体的な農用地利用配分計画として、貸付先が明記されていますので、公告次第、貸付先の農業者が耕作をすることとなります。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。ただいまの説明に対しまして質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、担当課の退席を求めます。 また、当該議案に私に関係する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」により、当該議案の開始から終了まで退席し、議長を会長代理に交代いたします。 暫時休憩します。 （　１番委員　退室　） （　農業振興課　農政企画係長　退室　）
会長代理	休憩前に引き続き会議を開きます。 ただいま、会長が退席されましたので議長を交代いたします。 それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆さんより意見を求めたいと思いますが、まず、「千野地区農用地利用配分計画（案）」は本城地区管内でありますので、本城地区委員会より意見を求めたいと思います。
１７番	今回の千野地区農用地利用配分計画（案）が、本城地区管内の取組でありますので、意見を述べさせていただきます。 「千野地区農用地利用配分計画（案）」につきましては、計画にある貸借権の設定を受ける者が、農地中間管

１７番	理事業の推進に関する法律第１８条第４項第３号 　イ：耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること 　ウ：耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること に該当しているか、担当地区委員の意見を聞き取り、本城地区委員会で協議してまいりましたが、今回の「千野地区農用地利用配分計画（案）」は該当しているため、問題ないと思われます。以上、報告します。
会長代理	ただいま１７番委員から出された意見につきましては、先ほど説明のあった農用地利用配分計画（案）にある借受者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項第３号に該当しているため、問題ないとの意見でありました。他に意見はありませんか。 （　なしの声　）
会長代理	それではお諮りいたします。 議案第２００号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、「千野地区農用地利用配分計画（案）」は、１７番委員から出された意見を付して妥当であると、市へ通知することに異議はありませんか。 （　異議なしの声　）
会長代理	異議なしということでありますので、議案第２００号、「千野地区農用地利用計画（案）」は出された意見を付して、農用地利用配分計画（案）が妥当であることを市へ通知します。 暫時休憩します （　１番委員　入室　） （　農業振興課　農政企画係長　入室　）
会　長	**議案第２０１号：農用地利用規程の認定及び変更認定に係る意見聴取について** 休憩前に引き続き会議を開くとともに、議長を交代します。 それでは、議案第２０１号、農用地利用規程の認定及び変更認定に係る意見聴取についてを議題といたします。まず、農業振興課からの説明を求めます。

農業振興課	今回、集落営農に関係します農用地利用規程の認定と変更認定に係る意見聴取について、ご説明いたします。 まず、都井地区農用地利用改善団体の農用地利用規程につきまして、集落営農の推進状況としてこの地区は、早期水稲をベースに施設野菜・施設果樹等の複合経営が行われていますが、全体的に担い手が減少する中で、施設野菜を中心に担い手・後継者が多い状況となっています。このような状況の中、JA を中心といたしまして、人・農地プランと集落営農の推進をしておりまして、今回、農用地利用改善団体の設立に至ったところであります。二つめに、都井地区における集落営農の考え方ですが、本年１１月９日に集落営農の基礎的な組織であります、都井地区農用地利用改善団体を設立しておりまして、今後は集落の将来像を示す集落営農ビジョンの策定をすることにしております。基本的には地区の課題の整理を行いまして、その課題解決のための対応策を今後は検討していくということで、都井地区にあった集落営農を進めていきたいと考えているところです。三つめに、改善団体の区域としては、大字都井の中の黒井地区を除く水田のエリアで事業を進めていきたいと考えています。 次に、秋山地区につきましては、平成２６年３月１８日に秋山地区農用地利用規程の認定を市が行っています。当初の地区は大字秋山である秋山・倉掛・小城久保の３集落で取り組んでおりましたが、平成２７年度に鯛取地区から改善団体に入れてほしいとの相談がありまして、協議を重ねた結果、今回鯛取地区を含めた大字秋山全体で取組むため、秋山地区農用地利用規程を変更することになったところでございます。農用地利用規程の変更につきましては、第１条の目的で鯛取地区の追加、第３条の実施区域に鯛取地区に該当する小字を追加し、変更をお願いするものであります。よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。それでは、ただいまの説明に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、担当課の退席を求めます。 また、当該議案に９番委員に関係する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」により、当該議案の開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩します。 （　９番委員　退室　） （　農業振興課　農政企画係長　退室　）

会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 ただいまの説明に対しまして、先に「秋山地区農用地利用改善団体の利用規程の変更認定申請」を審議いたします。 それでは、委員の皆さんより意見を求めたいと思いますが、「秋山地区農用地利用改善団体の利用規程の変更認定申請」は福島地区管内でありますので、福島地区委員会より意見を求めたいと思います。
３番	議案第２０１号について、「秋山地区農用地利用改善団体」より提出された農用地利用規程の変更について、福島地区管内でありますので、意見を述べさせていただきたいと思います。 変更点につきましては、鯛取地区が追加されたことでございます。農業者の高齢化・後継者不足による担い手不足という同地区の現状から、鯛取地区を秋山地区農用地利用規定に追加することが、秋山地区農用地利用規程第２条第１項各号にありますように、①作付地の集団化、②農作業の効率化、③農用地の集積と耕放棄地防止・解消を図るためであることから、提出された農用地利用規程の変更認定について妥当であると思います。
会　長	ただいま、３番委員から出された意見につきましては、「秋山地区農用地利用改善団体の利用規程の変更認定申請」が、鯛取地区加入が地域の実情に十分に踏まえた規定になっているとの意見でございます。他に意見はありませんか。 （　なしの声　）
会　長	それでは、お諮りいたします。 ３番委員から出された意見を付して、「秋山地区農用地利用改善団体の利用規程の変更認定申請」が妥当であると市へ通知することに、異議はありませんか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、出された意見を付して「秋山地区農用地利用改善団体の利用規程の変更認定申請」が妥当であることを、市へ通知します。 暫時休憩します。 （　９番委員　入室　）

会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、「都井地区農用地利用改善団体の利用規程の認定申請」について審議いたします。 まず、「都井地区農用地利用改善団体の利用規程の認定申請」は都井地区管内でありますので、都井地区委員会より意見を求めたいと思います。
２０番	議案第２０１号について、農用地利用規程を提出された地区が都井地区管内でありますので、意見を述べさせていただきたいと思います。 今回の「都井地区農用地利用改善団体」から提出された、農用地利用規程につきましては、農業者の高齢化・後継者不足による担い手不足という宇戸・東・迫・宮原・毛久保地区の現状から、同地区の農業振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営改善を促進する取り組みとして設けられたものでございまして、都井地区農用地利用規程第２条第１項各号にありますように、①作付地の集団化、②農作業の効率化、③農用地の集積と耕作放棄地防止・解消を図るための農用地利用改善団体の設立であることから、提出された農用地利用規程の認定について妥当であると思います。
会　長	ただいま、２０番委員から出された意見につきましては、「都井地区農用地利用改善団体の利用規程の認定申請」が、地域の実情に十分に踏まえた規定になっているとの意見でございます。他に意見はありませんか。 （　なしの声　）
会　長	それではお諮りいたします。 ２０番委員から出された意見を付して、「都井地区農用地利用改善団体の利用規程の認定申請」が妥当であると市へ通知することに、異議はありませんか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、出された意見を付して「都井地区農用地利用改善団体の利用規程の認定申請」が妥当であることを、市へ通知します。 暫時休憩します。
	議案第２０２号：串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集に関する要綱（案）の制定及び募集等の期間について
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。

会　長	ただいま、事務局より追加議案が１件提出されましたので、審議を行いたいと思います。 まず、追加議案第２０２号、串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集に関する要綱（案）の制定及び募集等の期間についてを議案といたします。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第２０２号、串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集に関する要綱（案）の制定及び募集等の期間についてご説明いたします。 まず、今回の提案理由につきましては、平成２９年７月２０日の新体制に伴い、串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集を行うために、農業委員会等に関する法律第１７条第２項及び同法施行規則第１３条第１項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の担当区域及び募集等に関する要綱、募集期間を定めるため提案いたします。 農地利用最適化推進委員の募集に関しまして、今回３点を決定していただくことになります。一つめが、「農業委員会等に関する法律第１７条第２項、農業委員会が推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない」となっています。二つめが、「同法施行規則第１３条：推薦の求め及び募集の期間」、三つめが「同法施行規則第１３条：書類の提出方法その他法第１９条第１項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項」を農業委員会で定める必要がありますので、今回提出します要綱の制定を審議していただきたいと思います。 まず、串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び応募に関する要綱（案）を説明します。まず、第１条の趣旨につきましては、候補者の推薦の求め及び推進委員になろうとする者の募集に関し、農業委員会等に関する法律及び同法施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとするとしております。 第２条に担当区域と定数を定めています。区域については、福島・北方・大束・本城・都井・市木の６つに分け、それぞれの定数について、１２月定例市議会で決定された農地利用最適化推進委員の定数１５名を、各区域の農地面積等から割出しまして、福島地区を３人とし、区域に東町の一部と記載していますが、ここは泉町が該当します。次に北方地区を２名とし、区域の東町の一部が上塩・鍛冶屋・大島が該当することになります。次に大束地区４名、本城地区３名、都井１名、市木地区２名で各区域の定数を定めたところでございます。 第３条の募集の手続きにつきましては、市広報誌・市公式サイト・市役所本庁の掲示板で行い、その他委員会が適当と認める方法としては、農業委員会だよりを考えているところです。 第４条の資格につきましては、農業委員会等に関する法律第１７条第１項に規定されている、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者が資格要件となっていますので、そのまま転記したところでございます。また、同法第１８条第４項の規定に該当しない者として、破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられその執行が終わるまで、またその執行を受けることができなくなるまでの者、を転記したところでございます。 次に、第５条の推薦の書類は２種類あり、まず一つめが農業者などの個人が農業委員の推薦する場合、二つ

事務局	めが法人または団体からの推薦としていますが、農地所有適格法人や農協・共済組合などの農業関係団体が推薦する場合の二通りとなります。 　次に、第６条の応募の書類については、自らが農地利用最適化推進委員になりたいということで応募する場合でございます。 　次に、第７条の公表の手続きついては、募集期間の中間と終了後に、応募者や推薦された者の状況を公表するよう規定されているため、公表の方法を明記していますが、主に串間市公式サイトに掲載していきたいと考えています。 　また、最後に施行日とありますが、年月日を空白にしています。今説明した要綱は農地利用最適化推進委員のみとなっており、農業委員に関することにつきましては市長が定めることになりますが、募集は農業委員と農地利用最適化推進委員は一緒に行いますので、この日付は市長部局と調整を行ったうえで、農業委員の要綱施行日とあわせたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。 　次に、推薦及び応募の様式となっています。様式については、農業委員会等に関する法律施行規則第１１条各号の規定に基づく内容を記載することになり、個人推薦・団体推薦・応募用紙と３種類に分けています。推薦または応募する区域とありますが、ここが要綱第２条で説明した区域になりますので、推薦及び応募時に希望する区域に丸をつけ、提出していただくことになります。また、希望すれば複数の区域を選択することが可能となります。提出書類の下段に注意書きを記載していますのが、住所・連絡先以外は公表することを明記しています。 　また、推薦については、候補者の同意を必要としますので別紙につけており、候補者になることや内容が公表されることの２点の同意書としています。 　最後に、今回の募集期間については、平成２９年２月１６日木曜日から３月１７日水曜日までの期間で行いたいと思っています。開始日を２月１６日にした理由につきましては、農業委員会だよりで募集等の案内を行う予定ですが、行政連絡文書とあわせて回覧をお願いすることから、発送日である２月１５日の翌日である16日からで提案をさせていただきます。また、市公式サイトでは２月初めに募集に関する内容を掲載していく予定であります。それでは、要綱制定・募集期間・担当区域の設定の３点について、ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 　それでは、追加議案第２０２号、串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集に関する要綱（案）の制定及び募集等の期間について質疑に入ります。質疑はございませんか。
３番	推薦団体の団体とは、農協・共済組合・土地改良区・農用地利用改善団体も含めるのですか。

事務局	３番委員の言われた団体も当然該当します。
会　長	ほかにありませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第２０２号、串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集に関する要綱（案）の制定及び募集等の期間について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２０２号、農地利用最適化推進委員の区域及び定数については、福島地区３名・北方地区２名・大束地区４名・本城地区３名・都井地区１名・市木地区２名とし、串間市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集に関する要綱は提案どおり決定しますが、施行日については市長が定める串間市農業委員会委員の推薦の求め及び募集に関する要綱とあわせた年月日とします。 また、推薦の求め及び募集期間については、平成２９年２月１６日から３月１７日までとすることに決定いたします。
会　長	以上で、議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。 暫時休憩します。